

平成 29 年 7 月 25 日参議院予算委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。

今日は、私は、加計孝太郎氏の政治活動について総理の御見解を伺っていきたいと思います。

総理は、腹心の友と言っている加計氏にこれまで自民党の政党活動を支援してほしいと頼んだことはありますでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 自民党の政党活動について、それを支援してもらうように頼んだことはございません。

○松沢成文君 それでは、加計孝太郎氏が岡山県で自民党の職域支部の代表者を務めているということを御存じだったでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） お尋ねの件については、参議院の文教科学委員会、内閣委員会連合審査会で御質問をいただくまでは承知をしておりませんでした。

○松沢成文君 これは加計さんの厚意かもしれませんが、総理が衆議院議員に初当選された一九九三年、その翌年に加計孝太郎さんは岡山県の自治振興支部の支部長になられて、自民党の党活動も支援に入っております。これは事実としてお伝えをしておきます。

それでは、皆さんにお配りしている、またテレビ御覧の方はこちらのボードを見ていただきたいと思うんですが、（資料提示）これは自民党の岡山県自治振興支部の収支報告書でございます。

まず、この所在地なんですけれども、岡山市北区学南町と読むんですかね、一の九の一。これは、加計学園グループの英数学館の所在地に自民党支部もあるんです。同じ学校の中が所在地なんです。代表者の氏名は加計晃太郎と書いてありますが、どういうわけか、私がこの前質問をした七月十日の日に孝太郎の孝の字がこれ訂正されているんです。こちらが本名なのかもしれません。これはどうでもいいです。次に、会計責任者の氏名。これ氏名は伏せますけれども、これは、この方は実は岡山理科大学の同窓会の副会長でございます。それから、その下の事務担当者の氏名。この事務担当者の方は英数学館岡山校の校長先生なんです。

この収支報告書の中を見ますと、これはボードを用意していませんけれども、収支報告の中で、その支出の方ですね、支出の方というのは例えば事務費とか人件費とか光熱費とかいろんな項目があるんですが、そうした項目は全てゼロで、政治活動費、組織活動費だけに毎年七万か八万計上されているんです。

さあ、総理、この収支報告を見ると、この収支報告見る限り、学校の中で学校関係者が代表者と事務方を務めて自民党を支援する政治活動を行ったということに

なります。そういう情況証拠なんですね。総理、こんなこと許されるんでしょうかね。自民党の総裁として、支部の活動でこういうことが許されるのかを私はお聞きをしたいんです。だから、文科省じゃないんです、これは。自民党の総裁として、自民党の支部の活動で学校の中で学校関係者が役員になって政治活動を行っていた、これ許されるのか、自民党総裁としてお答えをいただきたいと思います。

○委員長（山本一太君） まず、松野文科大臣、その後、総理に御答弁をお願いします。

○国務大臣（松野博一君） まず、私の方から事実関係についてお答えをさせていただきます。

教育基本法の第十四条第二項は、学校の政治的中立を定め、この学校とは学校教育法第一条に定める学校、いわゆる一条校を意味をしております。このため、学校法人や各種学校、その役職員について政治的活動の制限を課すものではありません。学校法人英数学館の理事長である加計孝太郎氏や各種学校である英数学館の校長については同法の適用は受けないということでございます。

他方、英数学館岡山校の校舎におきましては、各種学校としての教育のほか一条校である並木学院高等学校、これは広域通信制学校でございますが、この授業が実施をされているところから、所轄庁であります広島県が現地調査で確認をしたところ、生徒に影響を与えるような政治活動は行われておらず、教育基本法に反する状態にはないと判断したとのことでございました。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま委員が御指摘の点について、法令上どうなのかということについては松野大臣からお答えをさせていただいたところでございます。言わば自民党として支部をつくる上においては法令にのっとり支部をつくっていくということでございます。

○松沢成文君 今文科大臣は、英数学館岡山校はこれ各種学校ですから、要するに学校教育法的一条校ではないので教育基本法のこの範疇に入らないというふうに言いました。

しかし、このホームページを調べたんですね。そうしたら、英数学館岡山校は、現在は高校卒業資格の取得を目指す並木学院高等学校の岡山キャンパスとして各教科の指導はもとより、各種検定に向けての特別指導なんかを行っていく学校だと書いてあるんです。並木学院の岡山キャンパスとなっていますけれども、この並木学院というのは、実はこれ通信制と単位制の高校で、一条校であって、そしてこれは教育基本法の対象になるんですね。

ですから、形式上は各種学校だから教育基本法の対象にならないと言っているけれども、実態は並木学園の生徒が通っているんです。各種学校の生徒はほとんどい

ない。留学生がちよろちよろいるだけです。今各学年二十人生徒がいますが、六十人ですね、計、高校ですから。これ全て並木学園の通信生、つまり一条校の生徒なんですね。だから、実態を見れば、一条校の学校の中で、それで並木学園グループの関係者が全部役員になって、そして政治活動費だけにお金を使っているわけですから、これは教育基本法に触れる可能性があるというふうに私は判断するんですが、総理、いかがでしょうか。

○国務大臣（松野博一君） お答えをいたします。

先ほど答弁をさせていただきましたとおり、先生から御指摘があったとおり、並木学院高等学校は一条校でございます。

それを受けて、所轄庁である広島県が現地調査を含め調査をしたところ、広島県の判断におきまして、生徒に影響を与えるような政治活動は行われていないと、教育基本法に反する状態にないと判断をしたという、これはもう所轄庁の広島県の判断ということでございます。

○松沢成文君 文科省の判断は、要するに広島県がこれ調べて問題ないからそれでよしとしているわけですね。私は、文科省がこれ調べるべきだと思いますよ。だって、今、新学部の申請まで出ているんですから。その議論をしているんですから。

そして、総理、これやっぱり、自由民主党という政党として、教育基本法に違反するような支部活動を学校の中でやっている可能性があるのであれば、これ調査すべきだと思うんです。（発言する者あり）違う、自由民主党としてです、要するに所轄官庁じゃなくて。だって、自民党の支部なんですから。それで、この政治活動は何をやっているのか、もし何か並木学園の生徒に対する政治的なアプローチをやっているとしたら、これ完全に教育基本法に触れるわけですからね。これ、自由民主党としても、この政治活動、何やっているんですかって調査をすべきだと思うんですが、いかがですか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） ただいま松野文部科学大臣が、所轄庁である広島県より報告を受け、それをお答えをさせていただいたとおりであります。

いずれにせよ、法令を遵守して適切な教育活動が行われることは言うまでもないことでありまして、引き続き文部科学省等においてしっかりと対応することになると思います。

○松沢成文君 時間がないので次進みますけれども、この収支報告書を見ると、今度はちょっと総務大臣にお聞きしますが、事務所の賃借料が事務所費に計上されていないんですね。英数学館からこれは事務所の無償提供を受けた場合には、収入欄に事務所の賃借料相当の寄附として記載しなければならないんですね。これは政治家の事務所でもよく指導を受けるところです。皆さん、訂正している方多いですよ

ね。にもかかわらず、この記載がない。この不記載は政治資金規正法の第十二条の違反に当たる可能性があると思います。

そしてまた、広島県の学事課が調査したと言いますが、この支部の活動の実態はなかったというような弁明もしているらしいんですね。もしなかったのであれば、政治活動費を費やしていたというのもこれ誤記載となるし、所在地が、ここで活動していないのであれば、なかったというのであれば、同様にこれ誤記載の法律違反となる可能性があります。さらに、そもそも活動実態が全くなかったというのであれば、架空の組織を登録していることになり、これまた法律違反なんですね。

このように、加計氏が支部長を務めるこの自民党支部が政治資金規正法に違反している可能性は私は否定できないと思いますが、総務大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） まず、政治資金規正法は議員立法でございますが、その中で総務省につきましては個別の事案について実質的な調査権を与えられておりません。具体的な事実関係を承知する立場にないので、詳細にお答えをすることは困難であるということはず御理解いただきたいと思います。

また、当該支部の収支報告書でございますが、岡山県選挙管理委員会に提出をされておりますので、総務省には形式的審査権もございません。その上で、一般論として申し上げますと、まず、支出項目別金額の記載に当たっては、政治資金規正法施行規則別記第十四号様式の記載要領を踏まえて、会計責任者が事実即して適切に支出を分類し、それぞれ該当項目に記載するということとなります。それから、政治団体の事務所を他の者が所有する建物内などに置いた場合、その利用実態は様々であると。つまり、通常の賃貸の場合もございます。また、単に連絡場所として使う場合もあることから、賃料を支払うことについては社会通念上相当であるかどうかということによって判断されることとなります。

違法か適法かというのは、これはもう司法が判断することでございます。

○松沢成文君 総理、教育基本法に違反している疑いも私は免れないと思いますし、政治資金規正法に違反している疑いも免れない。これ、政治家もよく指摘されるところなんですよ、それをみんな必死になって訂正したりしていますよね。訂正していないんですから、自分の名前は訂正するけれども、そういうところを訂正していませんからね。

こういう法律違反の疑義がある方が経営する学校法人の新学部の設置というのを認めてよろしいのでしょうか。総理の見解をいただきたいと思います。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 政治資金規正法関係については総務大臣、また教育基本法につきましては文部科学大臣からそれぞれ答弁をさせていただいたとお

りでございます。

そこで、他方、加計学園の獣医学部新設については、文部科学省の審議会において学問的、専門的な観点から現在審査を行っているところでありまして、今後も公正で専門的な審査をしっかりと行ってもらうことになる、このように考えております。

○松沢成文君 一般の国民の皆さんから見ると、こんな加計さんというのは法律違反の疑義も掛けられちゃうような人なのかなと、大学経営者として大丈夫なのかなと私は思われると思いますよ。

総理、やはりこれは自民党の総裁としても、支部の活動がきちっと行われているのか、教育基本法に違反していないのか、あるいは政治資金規正法に違反していないのか、これきちっと調べて、違反していないのであれば、こうこうこういうふうに調べたけど大丈夫だという説明責任を果たすべきだと思うんです。もしそれを果たせない、やらないというのであれば、やはり加計孝太郎さんをこの場に呼んで証人喚問するなりしないとこの疑惑は解明できないんですね。

総理、きちっと調査していただけますか。いかがでしょうか。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） この証人云々等につきましては国会がお決めになるところであります。

そして、自民党の支部、それぞれの支部については、まさに適切にこれ設置がなされなければならないし、政治資金規正法との関係でも適切に行われていなければならないということでありまして、それ、もし本当に法令違反があるならば、直ちにそれは、これは廃止しなければならないということではないかと思いますが、この法令との関係におきましては……

○委員長（山本一太君） 時間ですので、おまとめください。

○内閣総理大臣（安倍晋三君） 文科大臣と総務大臣からそれぞれお答えをさせていただいたとおりでございます。

○委員長（山本一太君） 松沢君、一言だけ。時間です。

○松沢成文君 是非とも加計孝太郎氏のこれ証人喚問をやっていただかないと真相究明できませんので、取り計らいよろしくお願いします。

以上です。